

【 1 】

氏名	坪内良博
	つぼ うち よし ひろ
学位の種類	文学博士
学位記番号	文博第14号
学位授与の日付	昭和45年5月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科社会学専攻
学位論文題目	離婚の比較社会学的研究

論文調査委員 (主査) 教授 池田義祐 教授 織田武雄 教授 園原太郎

論文内容の要旨

本論文は異なった文化圏におけるさまざまな離婚傾向を比較社会的な観点から抽出した若干の要因によって説明することを目的としている。主に対象とする地域は、(1)欧米諸国、(2)東南アジア島嶼部、および(3)日本である。方法論を明らかにした第I章に続いて、第II章から第IV章において各地域の離婚に関する資料を順次検討し、最後に総括を行なっている。各章の内容は次のごとくである。

第I章では離婚傾向の差異を説明するための要因群を設定する作業を試みる。第1の要因としては、親族組織をとりあげた。この要因に関して、Gluckmanは父権にもとづいて組織された部族では離婚が少なくかつ困難であるが、他の型の部族では離婚が多くかつ容易であるという仮説を提出している。彼の説に対する諸批判を検討した結果、単系的親族組織の場合には、出自の親族集団からの分離と婚入する親族集団へのくみ込みの強さが、また双系的親族組織の場合には、夫妻双方の親族集団の共同性が、それぞれ離婚を阻止するというAckermanなどによる社会的な見方を導入した。第2の要因は価値観の作用——とくに宗教の離婚に対する態度——である。第3の要因は、法律的手続きである。原則的には親族組織・価値体系・制度的手続きという順序での規定性がみとめられるが、3者はおのおの独立変数としても存在し得る。またこれら各要因の影響力の変化を一定の社会変動の状況下において捉えることが必要であるが、ここでは、「近代化」、「都市化」という流れの上でこれらの作用の強弱が考えられている。

第II章においては欧米諸国の離婚がとり扱われる。A節では欧米の離婚傾向の分析の方法を検討し、キリスト教、とくにカトリックの影響を重視すべきことを指摘している。B節においては若干の国の離婚法と離婚率の変化に関する長期的な観察がなされる。C節においてヨーロッパ諸国の離婚率の同時代的な比較と分析をなした後、D、E、F、節では、フランス、西ドイツ、米国における離婚率の地域的な分布を詳細に検討している。G、H、I、節では欧米各国の離婚率の年次的な変化の観察にもとづいて、三つの変動のパターンを設定している。

このような観察の結果、欧米における離婚傾向の地域的な分布と変動は、キリスト教を背景とした統制

と、これらからの解放という線に沿って説明できることが確認された。欧米諸国において、法律はときには現実の価値観とのギャップのために、離婚統制に関してそれ自体の作用を示すことがあるが、多くの場合、現実の価値観に従って変容されるか、あるいは解釈されている。キリスト教の一方的な影響の結果として、親族組織の作用は十分に論じ得なくなっているし、またこれを無視しても、離婚抑制に対する説明は、少なくとも従来の離婚に関してはかなりの程度まで成立する。

第Ⅲ章では、マレーシア、インドネシアの諸民族に目をむける。これらの民族のうち、開化したものの多くはイスラム教徒になっているが、イスラム教はキリスト教ほど離婚に対して禁止的な側面をもたないので、この地域における離婚の統制に関しては、親族組織の作用を重視しなければならない。

A節では、Batak（父系制・一部イスラム）、Minangkabau（母系制・イスラム）ジャワ人（双系制・イスラム）、Sea Dayak（双系制・非イスラム）、マレー人（双系制・イスラム）、Negri Sembilan の住民（母系制・イスラム）、Jakun（双系制・非イスラム）について、人類学者などの調査記録および筆者自身の調査を基礎にして詳しい記述と比較を行なっている。

B節では、マレー人の離婚傾向の地域差に関する分析を行なった。C節においては、マレー人・インドネシア人の離婚傾向が、欧米諸国とは逆に低下の方向をもつことを明らかにし、その背景に、指導者層における価値観の変化が存在することを示す。D節においては、親族組織の作用とイスラムの作用とを識別するために、異なった親族組織をもつ他地域のイスラム教国との比較を試みている。

以上の検討の結果、マレーシア・インドネシアにおいては、親族組織の離婚発生に対する影響がきわめて著しいことが明らかとなった。マレー人・ジャワ人においては、イスラムのもつ自由な離婚手続きが親族組織の作用に相乗的に働いて、特有のきわめて高い離婚傾向が出現している。

第Ⅳ章においては日本の離婚を扱う。日本人の伝統的な離婚、とくに農民のそれは宗教的な禁止とは関係をもたないように思われ、この意味で、日本においても親族組織の離婚に対する作用に注目する必要がある。日本の離婚は、父系的な系譜集団としての「家」による嫁の「追い出し」として説明されることが多かったが、詳細に検討すると、これにはかなりの無理がある。A節におけるこのような問題点の指摘に続いて、以下の節では日本における離婚傾向の階級的・地域的・時間的な変異を明らかにし、それぞれの位置づけを試みた。

B節では日本における離婚率の地域的な分布および変動を統計資料によって詳細に検討した。C、D、E節においては、「家」の観念をめぐって、武士の離婚傾向と農民のそれとの比較を行なった。父系的・父権的傾向の相対的に強い武士の「家」においては、離婚手続き、女子教育、通婚関係などからみて、嫁を夫の家にとどめておこうとする傾向が強い。これに対して一般農民においては、嫁を夫の家へくみ入れることの不十分さを示すさまざまな事実を列挙することができる。

F節では更に詳密な観察を加えて、農民の離婚傾向における地域差を検討した。かつて東北において九州よりも高い離婚傾向が存在したのは、東北農民的な意味における「家」の特殊性に負うところが多い。そこでは生産活動を遂行するために「家」が強調されたのであり、「家」の存続は父系的な原理による「血」の問題ではなかったのである。

G節では志摩・沖縄の一時的つまどい婚などをとりあげて、日本の離婚に関する特殊例の評価を試みて

いる。

目節においては、かつて高かった日本の離婚率を低下させるように作用した価値観に関する検討を行なう。西欧的な価値観の導入と、武士的な婚姻観の再評価とがともに重要な役割を果たしていることに論及し、また、第2次大戦後における離婚の質の変化について、戦後の離婚がキリスト教の影響が弱化した状況での欧米の離婚と共通項をもつことを指摘している。

結論を要約すれば以下のごとくである。欧米では離婚の発生は宗教によって規定されてきた面が多い。マレーシア・インドネシアにおいては、宗教の影響も若干認められるが、親族組織のあり方がとくに強い影響を示す。日本における離婚発生も、宗教的な価値観よりも、親族組織のあり方と深く結びついている。

この場合、日本の親族組織は純粹に単系的なものではないことに注意する必要がある、「家」の編成原理をめぐって移行期における複雑さを呈しているので、階級、地域、時代による差にとくに注意しなければならないのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は現代の欧米諸国、東南アジア島嶼部および日本における離婚現象を、親族組織・宗教・離婚法（慣習法を含む広義の法律的手続き）の三項目を中心に比較社会学的立場から統計的方法を以って究明しようとしたものである。

本論文のすぐれた成果としては、以下の三点を指摘することができる。

(1)欧米諸国（特に欧州諸国）における離婚について離婚率の地域的分布と変動が、キリスト教会（特にカトリック教会）による離婚の抑制とそれからの解放という宗教的要件に対して高い相関を示すことを実証した。

(2)東南アジア島嶼部における離婚については、現在もなお世界で最も高い離婚率を示している同地域におけるマレー人の離婚が彼等の社会の母系制および双系制の親族組織と密接に関連していることを、これまでの研究者が個別的に行なっている調査資料を総合し、かつ自らの数回にわたる精密な現地調査の結果によって立証した。

(3)日本の離婚については、従来父系的・父権的傾向の強い家父長制親族組織が高率の離婚（嫁の追い出し離婚）を生起せしめていたという通説を批判し、離婚傾向に階級的・地域的差異があることを1883—1965年にわたる全国的資料から分析探求し、父系的な親族組織が十分に確立していなかった農民階級に、又同じく農民階級のなかでも経済的活動を遂行するための機能集団としての意味の弱い大家族形態をとる農家の比較的多い東北地方に高率の離婚が発生していたことを豊富な人口統計を用いて実証した。

最後に本論文を一貫して離婚法についての著者の見解や、資料の統計的処理は極めて正確であるとはいえ離婚統計のもつ資料的価値の検討においてやや不十分な点が見受けられるが、これらの点は現在の段階においてある程度さげがたいところであると考えられ、むしろ著者の今後の研鑽に期待するところである。

以上によって本論文は離婚現象に関する通文化的方法（crosscultural survey）による実証的研究の先駆的業績として高く評価することができ、ひいては家族社会学の研究に寄与するところが少ない。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。